

「映像及び音声の送受信（オンライン）による委員会参加に関する申合せ事項（案）」と

「映像及び音声の送受信（オンライン）による委員会参加に関する当面の留意事項」との比較

「申合せ事項（案）」	「当面の留意事項」
<p>1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の<u>前日の正午までに委員長に申し出る。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声途切れることがないよう、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。</p> <p><u>なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声を確認できない状態となった場合は、その委員は不在として取り扱う。</u></p> <p><u>また、オンラインにより事実上の参考人からの聴取を行うに際し、映像及び音声を確認できない状態となった場合は、聴取の継続又は中止に関する判断は、委員長が行う。</u></p> <p>4 （略） （裏面につづく）</p>	<p>1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の<u>前々日までに委員長に申し出る。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声途切れることがないよう、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。</p> <p>4 （略）</p>

5 議案等の審議にあたり、挙手により採決を行う場合、オンラインにより委員会に参加する委員は、映像内で挙手していることが判断できるように留意する。

この場合、委員長は初めにオンラインにより参加する委員について、映像による挙手の確認に加えて音声（口頭）により本人に賛否の確認を行い、その後、委員会室内の挙手の状況を確認して可否の宣告を行う。

なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声の確認できない状態となった場合は、その委員は表決に加わることができない。

6・7 (略)

5 議案等の審議にあたり、挙手により採決を行う場合、オンラインにより委員会に参加する委員は、映像内で挙手していることが判断できるように留意する。

この場合、委員長は初めにオンラインにより参加する委員について、映像による挙手の確認に加えて音声（口頭）により本人に賛否の確認を行い、その後、委員会室内の挙手の状況を確認して可否の宣告を行う。

6・7 (略)